

# 幼・小・中・高等学校の教職課程における特別支援教育に係る論点

令和8年2月19日  
特別支援教育作業部会  
資料 2

## <共通に学ぶべき内容の充実>

- 教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめにおいては、幼・小・中・高の教職課程において共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化する方向性の中で、共通に学ぶべき事項として、現行制度において1単位以上必修としている「**特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解**」を引き続き含めるとともに、「教育における多様性の包摂」を加える、といった方向性を提示している。
- 全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする子供が在籍している可能性があり、通級による指導を受ける子供、特別支援学級に在籍している子供の人数も増加していることを踏まえると、**幼・小・中・高の教職課程において、特別支援教育について共通で学ぶ内容を質的・量的に更に充実していくことが必要**ではないか。
- その際、現行のコアカリキュラムで示している内容に加えて、**以下のような内容を共通に学ぶべき事項とすることを検討**すべきではないか。
  - ・ 現行の特別支援学校教諭免許状の教職課程で取り扱っている、**発達障害**に関する教育に関する事項
  - ・ **情緒障害**や**言語障害**に関する教育に関する事項
  - ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた、**障害の社会モデルの考え方**、**合理的配慮の提供**や**基礎的環境整備**に対する理解や、**「重層的な指導・支援」の考え方**を踏まえた**授業づくり**、**学級・集団づくり**や**困難さの状態に対する指導上の工夫**の在り方 など

## (参考)

### 現行の「教職課程コアカリキュラム」における目標

#### 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」

#### (1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組み、発達障害や軽度知的障害などの子供たちの心身の発達、心理的特性及び学習の過程など

#### (2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

特別の支援を必要とする子供たちに対する支援の方法、通級による指導や自立活動の教育課程上の位置づけや内容、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成の意義・方法など

#### (3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある子供たちの困難や組織的対応の必要性など

## <基礎免許状の強み専門性として学ぶ内容>

- 幼・小・中・高の教職課程において、大学と学生の自律的なカリキュラムデザインによる**強み専門性として特別支援教育について学修**することも想定される。とりわけ、将来的に通級による指導や特別支援学級の担当を希望する学生を念頭に置いて、共通で学ぶ内容に加えて、以下のような専門性を身に付けることが想定されるのではないか。
  - ✓ 発達障害、情緒障害、言語障害といった、通級による指導や特別支援学級において対象となる障害種についての更なる専門性
  - ✓ 福祉分野、保健分野、心理分野など特別な支援を要する子供たちに関わる分野の専門性
- その際、**特別支援学校教諭免許状取得に係る教職課程の科目の履修等**を通じて、強み専門性を身に付けることも想定されるのではないか。

## 普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

### ■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項※1</li> <li>各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2</li> </ul>	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）</li> <li>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3</li> <li>教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の理論及び指導法※4</li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び技術</li> <li>情報通信技術を活用した教育の理論及び方法</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法</li> </ul>	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
<b>教職部分</b>		<b>83</b>	<b>59</b>	<b>37</b>

### ■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項※1</li> <li>各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2</li> </ul>	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）</li> <li>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3</li> <li>教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の理論及び指導法※4</li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び技術</li> <li>情報通信技術を活用した教育の理論及び方法</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法</li> </ul>	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
<b>教職部分</b>		<b>83</b>	<b>59</b>	<b>37</b>

＋「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

＋「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合には6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※5 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※5 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

# 通常の学級の教員の専門性の向上（教職課程における対応）

## これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

（平成27年12月中央教育審議会答申）

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 教職課程コアカリキュラムの作成

- 新たな教育課題等に対応するための履修内容の充実

### 特別支援教育に関する記述—抜粋—

#### 4. 改革の具体的な方向性

##### （4）新たな教育課題に対応した教員研修・育成

- ・ **発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要**となってきたことから、**教職課程において独立した科目として位置付け**、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

### 関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正（平成28年11月）
- 教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）
- 教職課程コアカリキュラム、  
外国語（英語）コアカリキュラムの作成（平成29年11月）
- 全大学の教職課程の審査・認定（平成30年度）

### 令和元年度～ 新しい教職課程の実施

**「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が、1単位以上必修**